

事業所承認規則

事業所承認規則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 規則 第 28 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

10 章の表題を次のように改める。

10 章 救命艇，救助艇，高速救助艇，進水装置，負荷離脱装置及び自動離脱フックの整備事業所

10.1 一般

10.1.1 を次のように改める。

10.1.1 適用

本章の規定は、次に掲げる救命設備の整備及び保守を行う事業所に対して適用する。

(1) 救命艇（自由降下進水式救命艇を含む。）

(2) 救助艇

(3) 高速救助艇

(~~24~~) 進水装置救命艇，救助艇，高速救助艇及びダビット進水式の救命いかだ用の進水装置（自由降下進水式救命艇の 1 次及び 2 次進水装置を含む。）

(~~35~~) 負荷離脱装置救命艇，救助艇及び高速救助艇用の離脱装置

(~~46~~) 自動離脱フック

10.1.2 を次のように改める。

10.1.2 承認

-1. 本章の手順は、製造者が認可された事業所として整備を行う場合にも同様に適用する。

-2. SOLAS 条約第 III 章第 20 規則（改正を含む。）に従い実施する救命艇，救助艇，高速救助艇，進水装置，負荷離脱装置及び自動離脱フックの詳細検査，作動試験，修理及び開放に従事する事業所は，サービスを提供する装置の型式及び種類ごとに操作に関する資格を有しており，MSC.402(96)1/Circ.1277（改正を含む。）に従い作成された訓練及び認可に関する確立されたシステムに従って認可されている又は承認されていることを証明できる文書（装置の製造者により発行されるものとする。）を提供しなければならない。

-3. 関連する装置の製造者が廃業している場合又は技術サポートの提供を終了している場合には，事業所は，該当装置に関する事前の認可及び／又は長期の経験及び証明された専門知識に基づき，認可された事業所として認可を得ることができる。

10.2 品質システム

10.2.1 を次のように改める。

10.2.1 作業手順書

事業所は、1.2.4 に定める作業手順書に、少なくとも次の事項を記載し、文書として所持しなくてはならない。

- (1) 救命艇、救助艇、高速救助艇、進水装置及び、~~負荷~~離脱装置及び自動離脱フックの整備の準備及び実施
- (2) 整備中に発見された欠陥の状態の記録
- (3) 整備結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証
- (4) 整備記録書及び宣言書の発行

10.2.3 を次のように改める。

10.2.3 事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(4)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) MSC.402(96) (改正を含む。) ~~1/Circ.1206/Rev.1 (改正を含む。)~~ 及び MSC.1/Circ.1277 (改正を含む。)
- (2) A.689(17) (改正を含む。) 及び 1999 年 7 月 1 日以降に搭載された救命設備に対しては MSC.81(70) (改正を含む。)
- (3) ~~負荷~~離脱装置の分解又は調整を含むサービス及び修理のための装置の仕様書及び証明書 (当該装置の製造者が発行するものとする)
- (4) 救命艇、救助艇、高速救助艇、進水装置及び、~~負荷~~離脱装置及び自動離脱フックの保守及び／又は整備の際に適切なに適するすべての条件を示すを確認できる型式証明書

10.3 技術者及び監督者

10.3.1 を次のように改める。

10.3.1 資格等

(-1.は省略)

-2. 人員の証明

- (1) 人員は、業務に従事する装置の型式及び種類ごとに製造者又は認可された事業所によって認定を受けなければならない。
 - (2) 人員は、本会が適当と認める国家規格、国際規格又は、業界基準又は製造者の定める認定するためのプログラムに従って、従事するサービスについて文書により認定を受けなければならない。いずれの場合にも、人員を認定するためのプログラムは、サービスを提供する装置の型式及び種類ごとに、本 10 章の規定に基づくものとしなければならない。
- 3. 人員の教育及び訓練
- (1) 人員に初回の証明書を発行するための教育及び訓練は、少なくとも次の(a)から(fg)に掲げる項目について文書化したものを使用して実施しなければならない。
(a) 救命艇及び救助艇の事故の原因

- (b) 国際条約を含む関連規則及び規制（各国政府の特別要件、救命艇、救助艇、高速救助艇、進水装置及び、~~負荷離脱装置及び自動離脱フック~~の整備に関する本会規則の要件及び本会が適宜定める検査に関する指示を含む。）
 - (c) 救命艇、救助艇、高速救助艇、進水装置、~~負荷離脱装置及び自動離脱フック~~の設計及び構造
 - (d) ~~認定が要求される場合、MSC.402(96).1/Circ.1206/Rev.1~~（改正を含む。）の附属書~~16~~項に定められ、認定が求められる教育及び実施訓練
 - (e) 救命艇、救助艇、高速救助艇、進水装置、~~負荷離脱装置及び自動離脱フック~~の詳細検査、~~運用作動試験~~、修理及び開放のための詳細な手順
 - (f) ~~MSC.402(96).1/Circ.1206/Rev.1~~（改正を含む。）の附属書~~1~~第~~45.3~~項に基づく適合声明書宣言書の発行手順
- (2) ~~人材~~人員の教育及び訓練には、認定を受ける人員が実際に使用する装置（~~救命艇、進水装置、負荷離脱装置及び自動離脱フック~~）を使用した実際の用いた詳細検査、~~作動試験、及び整備~~、修理及び開放の方法に関する実用的かつ技術的な訓練を含める必要がある。技術訓練には、開放、再組み立て、正しい操作及び装置の調整に関する技術の方法を習得するための訓練を含める必要がある。座学訓練にはを行う場合、認定を受けている経験豊富な熟練者の監督の下、認定を受けるが求められる操作に関する実地経験を得るための補習を含める必要がある。

（-4.及び-5.は省略）

10.4 模擬試験

10.4.1 模擬試験

-1.を次のように改める。

-1. 本会検査員立会のもとで、実船において救命艇、救助艇、高速救助艇、進水装置、~~負荷離脱装置及び~~又は自動離脱フックに関する整備作業の模擬試験を行い、提出資料に記載された整備作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。ただし、模擬試験を実施することが困難な救命艇、救助艇、高速救助艇、進水装置、~~負荷離脱装置及び~~又は自動離脱フックについては、整備記録書の提出をもって当該試験に代えることができる。

10.5 を次のように改める。

10.5 整備に使用する装置及び設備

10.5.1 整備に使用する装置及び設備

救命設備の整備に使用する装置及び設備としてのため、事業所は、次の(1)から(3)に掲げる装置及び設備を利用できるように所持しなければならない。

- (1) 十分な工具及び装置の製造者の指示書に規定される特別な工具（船上において作業を行うために必要となる持運び式の工具を含む。）
- (2) ~~救命艇、進水装置及び負荷離脱装置の整備及び修理のための適切なための十分な材料、予備品及び附属品（該当装置の製造者により指定されるものとする）~~
- (3) ダビットウインチ及び負荷離脱装置の分解又は調整を伴う整備及び修理作業に関するための製造者の指示書純正交換部品（当該装置の製造者が指定又は提供するものとする）

10.6 を次のように改める。

10.6 ~~本会への報告~~

10.6.1 報告

報告書は、~~MSC.402(96)1/Circ.1206/Rev.1~~（改正を含む。）の~~附属書1第15項5.1~~の要件に従ったものとしなければならない。~~修理、完全な試験詳細検査、作動試験、開放及び修理及び年次のサービス~~が完了した場合、当該作業を実施した製造者又は認可された事業所は、救命艇の配置装置が目的に適合していることを確認した旨の宣言書を速やかに発行するものとする。当該宣言書には、人員の認定及び事業所の認可に関する有効な文書の写しを含めなければならない。

附 則

1. この規則は、2020年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、事業所から申込みがあれば、この規則による規定を2019年7月1日以降施行日前に申込みのあった事業所の承認に適用することができる。